

## 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

## 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

安芸高田市公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

## 1 安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例（平成 16 年条例第 128 号）関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市香六ダム公園	有限会社アートフィッシング 代表取締役 小田 誠治	広島県三次市作木町下作木 965 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

## 2 安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例（平成 16 年条例第 145 号）関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市美土里堆肥センター	広島北部農協美土里堆肥センター管理運営部会 部長 茅野 司	安芸高田市美土里町横田 4235 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

安芸高田市甲田堆肥センター	甲田町堆肥センター 管理運営組合 組合長 寺尾 太志	安芸高田市甲田町 稼地 890 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
安芸高田市高宮堆肥センター	広島北部農協高宮堆肥センター管理運営部会 部長 泉 秀利	安芸高田市高宮町 来女木 1636 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

3 安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ設置及び管理条例（平成 18 年条例第 61 号）関係

施設の名 称	指定管理者		指定の期間
	名 称	所 在 地	
安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ	株式会社H・F・S 代表取締役 本田 章二	安芸高田市吉田町 上入江 1936 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

4 安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例（平成 16 年条例第 122 号）関係

施設の名 称	指定管理者		指定の期間
	名 称	所 在 地	
安芸高田市美土里町神楽門前湯治村	株式会社神楽門前湯治村 代表取締役社長 米 村 公男	安芸高田市美土里町本郷 4627 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

5 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例（平成 16 年条例第 123 号）関係

施設の名 称	指定管理者		指定の期間
	名 称	所 在 地	
安芸高田市たかみや湯の森	たかみや湯の森運営協会 協会長 秋國 満	安芸高田市高宮町 原田 1787 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

6 安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例（平成 16 年条例第 125 号）  
関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市エコミュージアム川根	エコミュージアム川根運営協会 会長 辻駒 健二	安芸高田市高宮町 川根 1973 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

7 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例（平成 16 年条例第 127 号）関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設	株式会社 H・F・S 代表取締役 本田 章二	安芸高田市吉田町 上入江 1936 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

8 安芸高田市道の駅「北の関宿安芸高田」設置及び管理条例（平成 16 年条例第 131 号）関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市道の駅「北の関宿安芸高田」	株式会社神楽門前湯治村 代表取締役社長 米 村 公男	安芸高田市美土里 町本郷 4627 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

9 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例（平成 24 年条例第 38 号）  
関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
甲立駅甲迎館	株式会社こうだ二一 代表取締役 吉田 修	安芸高田市甲田町 高田原 1002 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで